

島田榛北勤労者福祉共済会補助事業に関する規程

平成 26 年 4 月 1 日 規程第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、島田榛北勤労者福祉共済会規約（以下「規約」という。）第 27 条に基づき、規約第 4 条第 2 号及び第 3 号に規定する事業を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第 2 条 島田榛北勤労者福祉共済会（以下「共済会」という。）が実施する補助事業は、次のとおりとする。

- (1) 人間ドッグ等受診料補助事業
- (2) インフルエンザ予防接種料補助事業
- (3) 宿泊施設利用料補助事業
- (4) 文化教養講座受講料補助事業
- (5) 入場料補助事業
- (6) 契約施設利用料助成事業
- (7) 生活資金信用保証料補助事業

2 前項各号に規定する補助事業は、予算の範囲内で実施するものとする。

(交付申請)

第 3 条 会員は、前条第 1 項第 1 号から第 4 号及び第 7 号に掲げる補助金の交付を申請するときは、それぞれの補助事業ごとに共済会が定める様式により会長に申請するものとする。

(給付の停止)

第 4 条 会長は、会員が島田榛北勤労者福祉共済会入退会の手続及び会費等に関する規程第 4 条第 2 項に規定する会費の納入を怠っているときは、当該会員に対する補助金の交付を停止することができる。

(請求期間)

第 5 条 補助金の請求期間は、原則として補助事由が発生した日から起算して 3 ヶ月以内とする。

(虚偽又は不正の申請)

第 6 条 会長は、会員又は補助金の受取人による虚偽又は不正行為が明らかになったときは、当該補助金の申請を取消し、すでに補助金の給付がなされたときは、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(人間ドッグ等受診料補助)

第 7 条 会員が健康の維持を目的に医療機関等の人間ドッグまたは婦人科検診を受診したときは、その受診料の一部について、1 会計年度 1 回補助するものとする。

- (1) 人間ドッグの受診料補助額は、個人負担範囲内とし限度額は 6,000 円とする。
- (2) 婦人科検診の受診料補助額は、個人負担範囲内とし限度額は 1,000 円とする。

2 会員が補助金の交付を受けようとするときは、第 3 条の規定に基づく人間ドッグ等受診料補助金交付申請書（様式第 1-1 号）に医療機関等の検診を証する領収書を添付し申請するものとする。ただし、人間ドッグ又は婦人科検診の受診料補助は併用ができないものとする。

(インフルエンザ予防接種料補助)

第8条 会員が健康の維持を目的に医療機関でインフルエンザ予防接種を実施したときは、その接種料の一部について、1会計年度1回補助するものとする。

2 予防接種料の補助額は、個人負担範囲内とし限度額は1,000円とする。

3 会員が補助金の交付を受けようとするときは、第3条の規定に基づくインフルエンザ予防接種料補助金交付申請書（様式第1-2号）に医療機関の接種を証する領収書を添付し申請するものとする。

（宿泊施設利用料補助）

第9条 会員が個人的又はグループで保養を目的とした宿泊旅行をしたときは、その宿泊代金の一部について、1会計年度1回補助するものとする。

2 宿泊施設利用料補助額は、会員一人あたり5,000円以上の宿泊代金につき3,000円補助するものとする。

3 会員が補助金の交付を受けようとするときは、第3条の規定に基づく宿泊施設利用料補助金交付申請書（様式第2号）に宿泊施設利用を証する領収書を添付し申請するものとする。

（文化教養講座受講料補助）

第10条 会員が文化教養を高めるために静岡県、県内市町等（指定管理者含む。）または、県内市町等から出資、補助を受けて運営している団体が主催、共催する講座を受講した場合は、受講料（教材費は除く。）の一部について、1会計年度2回補助する。

2 文化教養講座受講料補助額は、受講料の2分1とし、限度額は2,000円とする。

3 会員が補助金の交付を受けようとするときは、第3条の規定に基づく文化教養講座受講料補助金交付申請書（様式第3号）に文化教養講座受講を証する領収書を添付し、受講開始後1ヶ月以内に申請するものとする。

（入場料補助）

第11条 会員が県内及び県外で開催されたコンサート、各種公演、スポーツ観戦等をしたときは、公演等終了後3ヶ月以内に共済会発行の共通割引施設利用券添付の入場料助成券に必要事項を記入し、入場券の半券を添えて申請するものとする。ただし、コンサート、各種公演、スポーツ観戦等の入場料が2,500円未満の場合及び共済会が斡旋したチケットについては対象外とする。

（契約施設利用料助成）

第12条 会員が共済会と契約する施設の利用にあたっては、共済会発行の共通割引施設利用券添付の共通施設利用券に必要事項を記入し、会員負担金を添えて、それぞれの利用施設に提出するものとする。

（生活資金信用保証料補助）

第13条 会長は、会員が生活の安定、向上のため、静岡県労働金庫（以下「労金」という。）から労金の定めにより生活資金の融資を受けるために一般財団法人静岡県勤労者信用基金協会の信用保証を受けるときは、その信用保証料の一部について、補助するものとする。

2 前項に規定する生活資金は、教育資金、傷病療養資金、冠婚葬祭資金及び耐久消費財購入資金をいう。

3 補助金の額は、信用保証料の2分1以内で限度額7,000円とし、1会計年度1回補助するものとする。

- 4 会員が補助金の交付を受けようとするときは、会員の確認事項を記載した確認書（様式第4号）に必要事項記入のうえ、会長の証明を受けなければならない。
- 5 会員が補助金の交付を受けようとするときは、第3条の規定に基づく生活資金信用保証料補助金交付申請書（様式第5号）に融資が実行された労金の証明書を添付し、申請するものとする。

（委任）

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。